

並坐事被誅、冤魂成厲、近代以來、疫病死亡甚衆、天下以爲此災御靈之所生也。○中今茲春初、咳逆疫、百姓多斃、朝廷爲祈、至是乃修此會、以賽宿禰也。

〔權記〕長保三年三月十八日庚寅、崇道天皇大安寺御在所、平超可修理由、并阿波國御在所、燒亡後未作、同仰國司、又諸國崇道天皇御稻倉等修填、由同可仰不可懈怠之由。

〔大鏡三〕左大臣師尹、世始まりて後、東宮位とりさけられ給ふ事は、八九代ばかりにやなりぬらん、中に法師東宮おはしけるこそは、うせ給ひて後に贈太上天皇と申て、いはひすゑられ給へれ、おはやけもしろしめして、しゆだう天皇とて、官物のはつほさきに奉らせ給ふめり。

〔官報二百十四號〕太政官第一號

今般特旨ヲ以、光格天皇御實父、故一品典仁親王へ、太上天皇ノ尊號ヲ御追贈、御謚慶光天皇ト稱セラル、

右告示候事

明治十七年三月十九日

太政大臣三條實美

私稱天皇

○按ズルニ、典仁親王ノ事ハ、贈太上天皇條ニ載セタリ、參看スベシ、  
〔常陸風土記〕或曰、倭武天皇、巡狩東夷之國、幸過新治之縣、○下

〔古事記中〕到能煩野之時、○中即崩、○倭爾貢上驛使、於是坐倭后等、及御子等諸下、到而作御陵、○中日本書紀七景行、四十年十月癸丑、日本武尊發路之、○中既而崩于能褒野、○中仍葬於伊勢國能褒

野、○陵延喜諸、○陵式作墓、

〔萬葉集抄七〕阿波國風土記云、勝間井云、由者、倭健天皇命、乃大御櫛笥忘、○下

〔比古婆衣三〕此尊○倭健尊の御事を、常陸又阿波の風土記に、倭健天皇とかけるは、此尊其國々をみことむけに出ましける時、いと武猛くおはしましける御稜威を畏敬み奉る餘りに、國人ども